

第 6 節

年金請求の流れと主な必要書類の書き方

1 年金請求の流れ(日本年金機構の場合)

1) 年金記録のチェック

年金を請求する前に、59歳時に送付された封書版のねんきん定期便で、記録にモレがないかチェックしておきます。日本年金機構から送付される年金請求書には加入記録が記載されていますが、年金請求書に記載されているデータでは、受給資格期間に算入される国民年金の具体的な加入月数や、厚生年金基金に関することまではわかりません。

59歳時に送付された封書版のねんきん定期便をチェックし、厚生年金基金の加入期間があれば、厚生年金基金の請求先は基金もしくは企業年金連合会ですので請求を忘れないように注意しましょう。



2) 「緑色の封筒」が届く

支給開始年齢の3ヵ月前に、A4サイズの内紙が入る大きさの「緑色の封筒」が届きます。この封筒が届くのは、原則として日本年金機構で受給資格期間を満たしていることが確認できる人です。合算対象期間等を日本年金機構で把握できず受給資格期間を満たしていることがわからない場合は送付されません。



3) 年金請求書に記入する

緑色の封筒の中に「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」が入っています。この年金請求書には、基礎年金番号、氏名、住所、生年月日等のデータがすでに印字されていますので、内容に間違いがないか確認し空欄を記入します。この事前送付用の年金請求書は再発行されないため、なくさないようにしましょう。

緑色の封筒が届かない人、もしくは事前送付された年金請求書をなくした人は、年金事務所から何も印字されていない年金請求書の用紙をもらって記入します。また、ねんきんネットを利用して作成することも可能です。



4) 添付書類を準備する

緑色の封筒の中に「年金の請求手続きのご案内」というパンフレットが入っているので、それにしたがって添付書類を準備します。

住民票や所得証明書等は、マイナンバーを記入した人、もしくは登録されている人のものはマイナンバーで確認できるため添付は不要です。ただし、戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)や戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)といった**戸籍に関する書類はマイナンバーと連携されていないため添付が必要**です。

戸籍に関する書類や住民票等は原則として**誕生日の前日以降[※]**に交付されたもので、かつ、年金請求書提出日の6ヵ月前以後に交付されたものを準備します。



5) 年金請求書を提出する

誕生日の前日以降[※]に、年金事務所または街角の年金相談センターに年金請求書を提出します。全国どこの年金事務所または街角の年金相談センターに提出してもかまいません。国民年金の第1号被保険者期間のみの場合は、住民票のある市区町村の役所(役場)にある国民年金の窓口にも提出することも可能です。

被用者年金の一元化後は「ワンストップサービス」として、共済組合の加入期間がある人でも原則として年金事務所に年金請求書の提出ができることになっていますが、「共済組合のみの期間」しかない場合は加入していた共済組合に提出しましょう。その方がスムーズに処理が進みます。

※ 誕生日の前日より前に交付されたものでも請求手続きに使用できる場合がある。お客様が誕生日の前日より前に交付されたものをすでにお持ちの場合は、使用できるかどうかを年金事務所に確認する。また、一部の市区町村では、戸籍関係の書類や住民票等をマイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアで取得することもできる。

2

年金請求書の書き方の主な注意点(日本年金機構の場合)

●年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付) 1 頁め

送付されてくる年金請求書には氏名や基礎年金番号等の情報が印字されているので、印字内容を確認しよう。印字内容が間違っている場合は二重線を引いて訂正する。黒インクのボールペンで記入する。鉛筆や消せるボールペンで記入してはいけない。

【送付実施機関：日本年金機構】

年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)

●この年金請求書には、日本年金機構でお預かりしている情報をあらかじめ印字しています。印字内容が異なっている場合は、二重線を引いて訂正してください。(訂正した箇所については別途手続きが必要ですので、年金事務所等にご連絡ください)

●記入する箇所は [] の部分です。(注) [] は金融機関で証明を受ける場合に使用する欄です。)

●黒インクのボールペンでご記入ください。鉛筆や、摩擦に伴う温度変化等により消色するインクを用いたペンまたはボールペンは、使用しないでください。

●代理人の方が提出する場合は、ご本人(年金を受ける方)が12ページにある委任状をご記入ください。

受付支給コード
1 7 1 1

交付基礎番号
4 3 0 0 0 1

市区町村
支給機関等

交付年月日
交付年月日

1. ご本人(年金を受ける方)の印字内容を確認のうえ、太枠内をご記入ください。

住所のフリガナを記入する。数字はそのまま記入してかまわない。
【例】スギナミクタカイドニシ 3-5-24

フリガナ
住所
フリガナ
郵便番号

受取口座の氏名のフリガナと日本年金機構に登録されている氏名のフリガナが一致しているかを確認する。

氏名欄
社会保障福祉士の取扱い受書

基礎年金番号
生年月日
電話番号1
電話番号2

*日中に連絡が取れる電話番号(携帯も可)をご記入ください。 *予備の電話番号(携帯も可)があればご記入ください。

2. 年金の受取口座をご記入ください。貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。

金融機関名
支店名
口座種別
口座番号(左詰めで記入)

金融機関コード
支店コード
口座種別
口座番号(左詰めで記入)

貯蓄預金の口座番号
記号(左詰めで記入)
番号(右詰めで記入)

受取口座の獲得が年金相談の目的の1つ。

この欄は、記入した請求者の受取口座がその金融機関にあることを金融機関が証明する欄なので、預(貯)金通帳の写しを添付すればこの証明は不要。お客様が誤ってこの欄に預(貯)金通帳の銀行印を押してしまうことがあるので注意しよう。

CASE
01

私は何歳から年金を受け取れますか?①

～民間会社勤務の女性～

1 相談の概要

AA 信用金庫の個人営業担当・阿部さんは、ある週末に開催された年金相談会で、お客様の野橋さんから次のようなご相談を受けました。

相談の状況

相談者 野橋恵子さん 60歳 女性



60歳になる3ヵ月くらい前に、日本年金機構から「年金に関するお知らせ(老齢年金のご案内)」というハガキが届きました。それによると、私は65歳から年金を受け取ることができるようですが、同世代の友人は63歳から老齢厚生年金を受け取ることができると言っていました。私も63歳から年金を受け取ることができないのでしょうか？ 私は昨年パートで働いたときに6ヵ月ほど厚生年金保険に加入していました。また、結婚前に2年間、民間会社で働いたことがあります。

生年月日・年金加入歴・家族等の情報

- ・野橋さんは、昭和38年5月12日生まれ。
- ・送付されたハガキには、国民年金加入期間の保険料納付済月数30年(360ヵ月)および昨年パートで働いたときのものと思われる厚生年金保険加入期間6ヵ月が記載されている。
- ・夫は、昭和36年8月15日生まれ。自営業を営んでいる。



阿部さんは野橋さんにどのようなアドバイスをしたらよいのでしょうか？

CASE
01

私は何歳から年金を受け取れますか?①

～民間会社勤務の女性～

1 相談の概要

AA 信用金庫の個人営業担当・阿部さんは、ある週末に開催された年金相談会で、お客様の野橋さんから次のようなご相談を受けました。

相談の状況

相談者 野橋恵子さん 60歳 女性



60歳になる3ヵ月くらい前に、日本年金機構から「年金に関するお知らせ(老齢年金のご案内)」というハガキが届きました。それによると、私は65歳から年金を受け取ることができるようですが、同世代の友人は63歳から老齢厚生年金を受け取ることができると言っていました。私も63歳から年金を受け取ることができないのでしょうか？ 私は昨年パートで働いたときに6ヵ月ほど厚生年金保険に加入していました。また、結婚前に2年間、民間会社で働いたことがあります。

生年月日・年金加入歴・家族等の情報

- ・野橋さんは、昭和38年5月12日生まれ。
- ・送付されたハガキには、国民年金加入期間の保険料納付済月数30年(360ヵ月)および昨年パートで働いたときのものと思われる厚生年金保険加入期間6ヵ月が記載されている。
- ・夫は、昭和36年8月15日生まれ。自営業を営んでいる。



阿部さんは野橋さんにどのようなアドバイスをしたらよいのでしょうか？

2) 老齢年金を受給するための要件

老齢基礎年金を受給するためには、次の2つの要件を満たす必要があります。

- ① 保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間の合計が **10年以上***あること
- ② 65歳に達していること

※平成29(2017)年7月までは原則25年以上

65歳から受給権が発生する老齢厚生年金を受給するためには、次の3つの要件を満たす必要があります。

- ① 保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間の合計が **10年以上***あること
- ② 厚生年金保険の被保険者期間が1ヵ月以上あること
- ③ 65歳に達していること

※平成29(2017)年7月までは原則25年以上

特別支給の老齢厚生年金を受給するためには、次の2つの要件を満たす必要があります。

- ① 保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間の合計が **10年以上***あること
- ② 厚生年金保険の被保険者期間が **1年以上**あること

※平成29(2017)年7月までは原則25年以上

3) 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢

昭和38(1963)年5月12日生まれの民間会社に勤務した女性(第1号厚生年金被保険者の女性)の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は **63歳**です。【本テキスト29頁参照】

③ アドバイスの要点

1) 現時点で野橋さんは特別支給の老齢厚生年金を受給できるのか？

野橋さんは、老齢年金の受給資格期間を満たしていますが、日本年金機構のデータによると厚生年金保険の被保険者期間が6ヵ月であり、1年(12ヵ月)未満なので **今のままでは特別支給の老齢厚生年金を受給することができません。**

2) 特別支給の老齢厚生年金を受給するための方法は？

野橋さんが結婚前に民間会社で働いていた2年間は **基礎年金番号に統合されていない**